

平成 28 年度 事業計画

はじめに

大震災から本年 3 月で 5 年の歳月が経った東日本大震災の被災地において、未だ仮設住宅住まいの方がおられる中、2 月に台湾でも地震による被害が出るなど大きな自然災害が起こっておりますが、一日も早く被災地の復旧・復興を願うものである。

また、新年早々、長野県軽井沢町のスキーツアーバス転落事故やドイツでも列車正面衝突による死亡・重傷者が出るほどの大事故が起き、改めて安全確保の大事さが問われ、人の生命の重さ・尊さが如何に大切であるか突き付けられたところである。

さて、自民党・公明党による安倍政権において、外交的には暴走する北朝鮮への対応や経済再生のなか株価の対応など山積している外交・経済の課題に取り組んでいるが、タクシー業界としては未だ実感として好況とは言えず、燃料の不安定価格への懸念及び労働力不足という深刻な問題も重なり極めて厳しい経営環境であり、実感できる政府の景気浮揚策に期待しているところである。

タクシー業界については、大きな課題である自家用車ライドシェア問題に全タク連を筆頭に全国のタクシー協会、各地区のハイヤータクシー協議会で「国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする白タク行為を断固阻止する特別決議」を行うとともに、国や国会議員の先生方に白タクを阻止すべく要請活動を実施しているところである。今後もタクシー業界が一致団結してタクシー事業の根幹を根底から揺るがされないことがないように全力を挙げて阻止しなければならない。

また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法の適用にあたっては、関東地域では神奈川県在京浜交通圏が特定地域の指定（27. 8. 1～30. 7. 31）がされたところであるが、供給輸送力の削減は真摯に取り組まなければならない。一方、活性化の取り組みとしては、UDタクシーの導入拡大や観光タクシーの充実を図るなど、公共交通機関であるタクシーが利用者利便の向上に貢献することが重要とされることである。

なお、上記取り組みにあたって、「良質な労働力の確保」と「輸送の安全確保」については当然重要なことである。

本年も、タクシー業界を取り巻く諸情勢に的確に対応した協会運営に努め、業界が健全に発展できるよう将来を見据えた各種の施策を総合的に推進することが必要であることから、平成 28 年度においても、全会員一丸となって次の重点施策を推進するとともに、各委員会が策定した下記の事業計画を着実に推進するものとする

(重点施策)

1. 公共交通機関としての使命の認識は当然ながら、利用者、行政機関、関係団体との協議会等から把握した地域・利用者ニーズに対応すべく、良質な労働力確保による各種良質な輸送サービス提供について検討を行い新たな需要創出に努める。
2. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法の適用にあたっては、業界として真摯に取り組み適切な対応を図る。
3. 交通事故の削減を目指し、交通安全に係る事故防止策について一層の充実を図るとともに、特に飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、過労運転等重大事故に直結する法令違反の防止について、更なるコンプライアンス（法令順守）の徹底を図る。

I. 総務委員会

1. 協会運営について、新公益法人制度に基づき一般社団法人への移行(平成 25 年 4 月)も 4 年目を迎えたところであり、理事会、委員会等各組織の効率的運営のもとに、更に効果的な協会業務を遂行する。併せて、協会事務局の事務処理の効率化についても、引き続き推進する。
2. 行政機関、地方自治体及び全タク連等関係組織からの通達・通知事項の会員への通知・伝達について、迅速かつ正確な処理を行うとともに、会員専用ホームページ、電子メールを活用した効率的な通知伝達方式について更に推進する。
3. 輸送の安全を確保するため、整備管理者研修会の開催等を通じて、更に整備管理業務の充実を図る。
4. タクシー等に係る事件・事故に対し、「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成 26 年 3 月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等の事件・事故の防止に努める。
5. 暴力団・覚せい剤対策については、研修会などの開催により対処予防をすることとし、特に危険ドラッグを含め覚せい剤が、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。
6. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシーハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる多くの被表彰者が輩出されるよう努める。

II. 経営委員会

(基本方針)

平成 26 年 1 月 27 日施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法に基づき、引き続き適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて適切な対応を図ると共に、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受けて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. 公共交通機関として、地域の交通全般に関し、以下の通りタクシーの特性を生かした各種輸送サービスの提供について検討・推進し、需要の拡大を図る。
 - (1) 地域公共交通会議・モニター会議等における行政機関・関係団体及び利用者との意見交換や懇談等を通じ、地域におけるタクシーの社会的責務や要望を把握する。また、白タク(自家用車ライドシェア)合法化阻止にあたり、タクシー車両(主としてセダン)によるデマンドタクシー等の導入の検討と共に、地域の白タク類似行為も把握し適切に対応する。
 - (2) 少子高齢化問題に対応し社会に貢献するため、NPO による有償運送の状況を把握しつつ、子育て支援タクシーや福祉タクシーについての需要拡大を検討する。

2. 適正な需給の維持と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項検討等を行う。
 - (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法について、適用にあたっては真摯に取り組みを行うと共に、減・休車後の利用状況の推移及び効果等を把握する。
 - (2) 燃料（LPG等）価格やLPG車両の将来動向に対応し、その対策等を検討する。
 - (3) タクシーIT化（電子マネー、ICカード等）の対応として、特に「スマホdeタクシー」の導入を検討する。
 - (4) 環境への配慮のため、環境に対しすぐれた性能の車両導入推進を検討する。
3. 利用者利便向上のため、タクシー活性化の一環でもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し更なる導入拡大を図ると共に、「ユニバーサルドライバー研修」の充実と乗務員の質的向上も図る。
4. 新たな重要開拓として観光立国実現に向けた取り組みを行うにあたり、羽田空港国際化への対応は勿論、内外の観光客に対して、乗務員の質的向上を柱とした神奈川独自の観光タクシードライバー制度に基づく観光タクシー誕生(京浜地区)を実現したことから、今後更に同制度を活用した認定観光タクシー導入の拡大・推進を図る。
5. 消費税増税の動向に注視し消費税転嫁運賃と共に、初乗距離短縮運賃の導入動向も注視しながら今後の運賃のあり方について検討する。

III. 広報委員会

1. タクシーが地域公共交通機関として県民に理解して頂くため、事業活動等をPRするための小冊子「神奈川のタクシー」に加えて、タクシー協会のホームページの活用により広報活動の一層の充実を図る。
2. 社会貢献などを目的とした「タクシーの日」キャンペーンを実施する。
3. サービス向上運動や交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。
4. 報道・関係機関等に様々なタクシーサービス・事業活動等を積極的に広報していく。
5. 労働力確保に繋げるためにネット動画によるタクシー業界のイメージアップを図り、観光タクシー等の広報活動を展開する。
6. 地域の各種イベントに参加して、ユニバーサルデザインタクシー、観光タクシーなどタクシーサービスをパンフレット等により積極的に広報する。
7. 高齢者及び障害者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」を実施する。
8. 利用者モニター制度により広報公聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

IV. 労務委員会

1. 基本方針
平成 28 年度労務対策指針に基づき事業を推進する。
2. 労働条件の整備
 - (1) 法令改正の動向を的確に把握し、迅速に会員事業者へ情報提供するとともに、法令への理解を深め、その遵守に努める。
 - (2) 適正な労働時間管理等の管理体制を目指す。とりわけ改善基準告示に基づいた運行管理及び賃金制度が定着するよう支援を行う。
 - (3) 各種助成金について、会員への周知に努め、活用を支援する。
 - (4) 第 12 次労働災害防止計画に基づいた計画策定及び推進を支援する。
 - (5) 改正労働安全衛生法等に対応したストレスチェックの推進を支援する。
3. 業界活性化のための調査研究
平成 27 年度に実施したタクシー乗務員賃金実態調査の結果について、必要に応じて業界のイメージアップを目的とした活用を検討する。
4. 労働行政との積極的な情報交換
労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政を所管する各部局との勉強会等を開催する。
5. 各会員、各支部との連携強化
 - (1) 労務委員会で収集した情報及び調査研究結果等の迅速かつ的確な提供等のため、各支部推薦労務委員を中心に各支部との連携強化に努める。
 - (2) 協会ホームページ会員専用コーナーを活用し、情報提供チャンネルの拡大に努める。
6. 業界イメージアップ事業への協力・支援
動画配信 PR 特別委員会が推進する「業界イメージアップ」に係る事業について、必要な協力・支援を行う。
7. 健全な労使関係の維持・発展
全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持・発展を目指す。
8. 研修会等の開催
経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。
9. 各種慈善事業団体等への協力・支援
神奈川新聞厚生文化事業団等の慈善団体等を通じ、県内交通遺児に対する支援活動を行う。

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等における苦情の削減を目指し、下記の事項を強く推進する。

1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。
2. 交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容の充実とともに交通指導員の更なる質的向上を図る。
3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し、会員各社に適時適切に情報提供等を行い、実効ある交通事故防止対策を推進する。
4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定（平成 26 年 12 月、神奈川県警察と締結）に基づき、神奈川県警察と連携を図り、路上寝込み者等の轢過事故未然防止に努める。また、交差点出合い頭事故防止の徹底に努める。
5. 飲酒運転、覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、過労運転等、重大事故に直結する法令違反の防止について更なるコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。また、特に高齢運転者に対しては、安全運転に係る指導の徹底に努める。
6. 「事業用自動車事故防止コンクール」「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール（セーフティ・チャレンジ・かながわ）」等の主催、共催、協賛等により、交通安全意識の高揚に努める。
7. 「春・秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の推進にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。
8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2009」に対応し、死者数の削減（平成 27 年 7 人を目標ゼロにする）、人身事故件数の半減（平成 27 年 1,028 件を目標 50%減にする）及び、飲酒運転の根絶等に向けて安全対策を推進する。
9. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。